

令和 8 年度 第 1 回伊賀市公共調達のあり方審議会 会議録(概要)

1 開催概要

開催日時: 令和 8 年 7 月 13 日(月)午前 10 時 00 分から正午まで

開催場所: 伊賀市役所本庁舎 2 階 202・203 会議室

出席委員: 佐々木達也委員、吉田真己委員、奥井実委員、古川一司委員、小林慶太郎委員、松村元樹委員、金銘愛委員、芦田美紀委員、岩野庄司委員(開会時は 8 名。芦田委員は途中から出席しました。)

欠席委員: 堀川敬二委員

事務局: 総務部 藪中部長、川口次長、総務部契約監理課 橋本課長、林契約係長、岡田検査係長、松田契約係主査

関係者等: 伊賀市長 稲森稔尚

傍聴者: なし

配布資料: 事項書、委員名簿、資料 1「伊賀市公共調達のあり方審議会設置条例」、資料 2(パワーポイント)、資料 3「伊賀市公共調達のあり方審議会スケジュール」、資料 4「公共調達と公契約条例に関する意識調査(事業者・労働者)」、参考資料 1「第 3 次伊賀市総合計画(抜粋)」、参考資料 2「津市公契約条例・四日市市公契約条例」、諮問書(写し)、委員提供資料 2 冊

2 議事事項

- (1) 開会
- (2) 委嘱状交付(委員紹介)
- (3) 伊賀市公共調達のあり方審議会について
- (4) 会長及び副会長の選任
- (5) 諮問
- (6) 議事
 - ① 公共調達における課題と公契約条例について
 - ② 今後のスケジュールについて
 - ③ 意識調査(事業者・労働者アンケート)について
- (7) その他

3 議事概要

(1) 開会

【会議成立の確認】

事務局: 委員 10 名のうち、開会時点で 8 名が出席しており、伊賀市公共調達のあり方審議会設置条例第 6 条第 2 項に基づき、会議が成立していることを報告しました。

【会議及び議事録公開の確認】

事務局: 伊賀市審議会等の会議の公開に関する要綱に基づき、会議を原則公開とし、会議資料及び会議録を会議終了後に市ホームページで公開する旨を説明しました。

【配布資料の確認】

事務局：資料 4 は事前送付版から一部修正したため、机上配布版への差替えを依頼しました。また、委員から提供された「公共工事における賃金等確保(条例)」及び「公契約条例」の参考資料 2 冊を配布した旨を説明しました。

【市長あいさつ】

市長：市長は、委員就任への謝意を述べ、公契約条例の制定は自身の公約であり、第 3 次伊賀市総合計画にも位置付けていると説明しました。また、公共調達を通じて地域経済と働く人を元気にし、人権、環境、障がいの有無にかかわらず活躍などに配慮した公平な社会を目指す必要があると述べました。さらに、市の理念と実効性のある仕組みを条例に盛り込み、多様な立場から合意を形成するため、活発な議論を求めました。

(2) 委嘱状交付(委員紹介)

【事務局説明】

事務局：時間の都合により、市長からの手渡しではなく、各席への配布をもって委嘱状を交付すると説明しました。

【自己紹介】

委員：出席委員が所属、専門分野及び審議会に臨む考えを述べました。芦田委員は自己紹介中に到着し、以後の会議に出席しました。

(3) 伊賀市公共調達のあり方審議会について【資料 1】

【事務局説明】

事務局：公共調達には建設工事だけでなく、物品、役務及び指定管理等を含み、公契約は公共調達に係る契約を指すと説明しました。また、審議会の設置目的、所掌事務、委員構成及び 2 年間の任期を説明しました。さらに、会長及び副会長の互選、会議の招集及び成立要件並びに委員以外の者から説明又は意見を聴くことができる旨を説明しました。

(4) 会長及び副会長の選任

【事務局説明】

事務局：伊賀市公共調達のあり方審議会設置条例第 5 条に基づき、会長及び副会長を委員の互選により選任すると説明しました。

【互選による選任】

委員：出席委員の互選により、小林慶太郎委員を会長に、金銘愛委員を副会長に選任しました。

【就任あいさつ】

会長：各地域の実情に応じた条例が必要であり、伊賀市の公共調達に関わる皆にとって良い条例となるよう議論を進めたいと述べました。

副会長：弁護士としての法的知見を活用し、会長を補佐しながら条例の姿を検討したいと述べました。

(5) 諮問

【諮問書の手渡し】

市長：市長が諮問書を朗読し、会長へ手渡しました。

(6) 議事 ① 公共調達における課題と公契約条例について【資料 2】

【事務局説明】

事務局：公共調達の主な課題として、担い手不足、適正な賃金水準の確保、公共サービス品質の維持、地域経済の持続性及び調達における説明責任の 5 点を説明しました。また、公契約条例の賃金条項型と理念型の違い、全国の制定状況、近年の自治体事例及び伊賀市の過去の検討経緯を説明しました。さらに、労働報酬下限額の設定、人権配慮、実行可能性及び段階的な見直しを基本方向とし、条例、規則、マニュアル及びガイドラインを含めて制度を構築したいと説明しました。

【主な質疑・意見】

委員：建設業の担い手が減少する中、現場で働く人の適正な賃金を確保し、将来の担い手につなげるため、労働報酬下限額を定める実効性のある条例が必要であるとの意見がありました。

委員：建築工事では材料費と工賃を一体とする「材工共」の発注が多く、工賃だけを分離して報告することが難しいため、他自治体の報告書と確認方法を調査した上で検討する必要があるとの意見がありました。

委員：材工共の取引について、労働者と一人親方等では賃金及び労務費の把握方法が異なる点を整理する必要があるとの意見がありました。

委員：労働報酬下限額の遵守確認には労働時間の把握が必要であり、材工共の契約では、まず人件費の区分自体を整理する必要があるとの意見がありました。

委員：公共工事設計労務単価が協力会社や労働者まで同じ水準で届くとは限らず、建築工事と土木工事では積算体系が異なるため、担い手 3 法等の改正及び標準労務費等の動向を踏まえる必要があるとの意見がありました。

委員：熱中症対策による休憩の増加や時間外労働の上限規制を踏まえ、賃金だけでなく、労働時間、工期及び担い手不足を含めた検討が必要であるとの意見がありました。

会長：対象契約を高額工事に限定すると制度の影響が一部にとどまる一方、全契約を対象にすると事務負担が大きくなるため、対象契約の範囲及び金額基準を検討する必要があると述べました。

会長：最低賃金を上回る労働報酬下限額を条例で定めることが、国の権限との関係で法的に問題とならないか見解を求めました。

副会長：事業者の営業の自由との関係など検討すべき論点があるため、全国で条例が蓄積している状況も踏まえ、法的な位置付けを研究すると回答しました。

委員：最低賃金の上昇を踏まえ、労働報酬下限額を固定せず、見直することができる制度とする必要があるとの意見がありました。

委員：建設業の技術や危険性に応じた賃金水準を設定する考え方は、最低賃金制度との関係でも直ちに問題となるものではなく、下限額が事実上の上限として扱われないようにする必要があるとの意見がありました。

委員：下限額設定には賛成であるが、報告方法を現実的に設計し、発注から施工までの資材費及び労務費の価格変動に対応できる仕組みが必要であるとの意見がありました。

会長：労働報酬下限額を条例本文に直接記載するのではなく、市長が別に定めるなど、状況に応じて改定できる仕組みが現実的であるとの意見を述べました。

会長：指定管理、ビルメンテナンス及び有償ボランティア等を含め、業種ごとの実態を踏まえた対象別の制度設計が必要であると述べました。

委員：四日市市の理念型条例について、制度効果及び実際の運用状況を質問しました。

会長：四日市市では、一定額以上の契約について毎年報告を求め、労働条件を確認し、必要に応じて調査する仕組みがあると回答しました。また、労働報酬下限額の明記について、労働側と事業者側で意見が分かれ、議論が続いていると述べました。

委員：四日市市が賃金台帳等をどのように確認しているのか質問しました。

会長：具体的な実務は把握していないため、事務局から四日市市へ照会してほしいと回答しました。

事務局：全国の事例、担い手 3 法等の改正内容及び先進自治体の運用を調査すると回答しました。

（6）議事 ② 今後のスケジュールについて【資料 3】

【事務局説明】

事務局：令和 8 年度中に審議会をおおむね 4 回開催し、年度末に条例案の中間案をまとめる事務局案を説明しました。また、令和 9 年度当初のパブリックコメント、同年 7 月頃の答申、同年 9 月議会への条例案提出及び議決された場合の令和 10 年 4 月施行を目指す案を説明しました。なお、審議内容によって日程を変更する場合があること、庁内会議と並行して検討すること及び次回審議会を令和 8 年 10 月頃に予定していることを説明しました。

【主な質疑・意見】

委員：条例案を議会に説明する時期を質問しました。

事務局：中間案をまとめ、パブリックコメントを実施する前に、議会へ説明する予定であると回答しました。

委員：ビジネスと人権に関する知見を有する専門家から、短時間の説明を受ける機会を設けることが可能であると提案しました。

（6）議事 ③ 意識調査(事業者・労働者アンケート)について【資料 4】

【事務局説明】

事務局：公契約条例に対する認知度、期待、懸念及び制度設計上の論点を把握し、伊賀市に適した条例案の基礎資料とするため、事業者及び労働者への意識調査を実施したいと説明しました。また、過去 3 年間に伊賀市と公契約を締結した市内・準市内事業者約 280 社に直接案内し、関係団体を通じても協力を求め、二次元コードによるオンライン回答を基本とする案を説明しました。さらに、事業者用と労働者用の 2 種類の調査票により、制度の認知、公共調達の課題、条例導入への期待・懸念、労働報酬下限額、通報制度及び賃金以外の労働環境等を質問する案を説明しました。

【主な質疑・意見】

委員：過去 3 年間の契約実績に限定すると、入札参加資格があっても受注していない事業者が対象外となるため、5 年間程度への拡大を含め、対象を広げるよう求めました。

事務局：約 280 社には直接案内する一方、それ以外の市内事業者についても、商工団体等を通じて回答を求めたいと回答しました。

委員：元請事業者の従業員も労働者用アンケートの対象となるか確認しました。

事務局：元請事業者の従業員も対象となると回答しました。

委員：下請事業者の意見も把握する必要があるとの意見がありました。また、一人親方等は、事業者として受注する場合と日当で働く場合で立場が異なるため回答区分を明確にし、市外事業者を含め幅広く周知するよう求めました。

事務局：事業者・労働者の回答区分を整理し、市内・市外の別を確認できる設問又は説明を加える方向で検討すると回答しました。

委員：労働者が自らの権利や労働上の問題を確認できる基礎的な説明へのリンク等を設け、周知と調査を併せて行うよう提案しました。

委員：条例導入を前提とした誘導的な質問とならないよう、他自治体の条例例を示した上で受け止めを尋ねる構成とし、人権侵害の有無を把握する設問を追加するよう提案しました。

会長：委員の意見を踏まえて必要な項目を追加・修正し、修正後の最終確認を会長に一任した上で調査を開始する進め方を提案しました。

(7) その他

【主な質疑・意見】

委員：平成 25 年 10 月 2 日付けの三重弁護士会会長による「公契約条例の制定を求める会長声明」を紹介し、労働報酬下限額を定めることに法的な問題はないのではないかとの意見を述べました。

委員：次回の審議会で、市の産業部門が実施した事業者向け人権調査の概要を共有するよう求めました。

【事務連絡】

事務局：必要書類の提出依頼と、次回審議会を会長及び副会長と日程調整のうえ令和 8 年 10 月頃に開催予定であるとし、開催のおおむね1か月前までに委員へ案内することを説明しました。

閉会